

令和7年度
ネーミングライツ・パートナー
募集要項

【伊佐津川運動公園】

【舞鶴文化公園体育館】

舞鶴市

目次

1. 実施目的【P3】
2. 募集対象施設【P3】
3. 愛称について【P4】
4. 契約期間【P4】
5. ネーミングライツ料等【P4】
6. ネーミングライツ・パートナーのメリット等【P5】
7. 応募資格【P5】
8. 応募手続【P6】
9. 選定方法【P7】
10. 契約の締結【P8】
11. 契約の更新【P8】
12. 契約の解除【P8】
13. 問い合わせ先【P8】

ネーミングライツ・パートナー募集要項

舞鶴市（以下「市」という。）では、市の施設におけるネーミングライツ（施設における愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいう。）の導入にあたり、次のとおりネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツの付与を受ける者をいう。）を募集します。

なお、この募集要項に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、舞鶴市ネーミングライツ事業実施要綱（令和6年6月10日施行）に定めるとおりとします。

1. 実施目的

市では、市の施設にネーミングライツを導入することで得られた収入を施設の持続的な管理、運営等に充てることにより、施設利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

2. 募集対象施設

(1) 伊佐津川運動公園（舞鶴市上安久、円満寺地内）

- ・人工芝グラウンド
- ・多目的グラウンド
- ・テニスコート
- ・芝生広場
- ・その他（ランニング・ウォーキングコース）

(2) 舞鶴文化公園体育館（舞鶴市上安久420）

- ・アリーナ
- ・剣道場
- ・柔道場
- ・レスリング場
- ・その他（トレーニング室、会議室、多目的施設）

※施設の概要は別添資料のとおり

3. 愛称について

(1) 愛称の条件

ア 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

イ 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の対象としません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの

オ 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの

カ その他市長が特に適当でないと認めたもの

4. 契約期間

契約締結日から3年以上の期間とする。

5. ネーミングライツ料等

(1) 最低希望価格（取引にかかる消費税額および地方消費税額を含む）

施設名	ネーミングライツ料（年額）
伊佐津川運動公園	1,800,000円以上
舞鶴文化公園体育館	2,000,000円以上

(2) 命名権料の支払いは、年度ごとに納付するものとします。

(3) ネーミングライツに伴う費用負担

区 分	市	パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット・封筒等の印刷物やHPの表示変更（※2）	○	

※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定することとします。

6. ネーミングライツ・パートナーのメリット等

ネーミングライツ・パートナーが決定した後、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の周知を図ります。

(1) 市の広報紙や公式ホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称とともに市が定めている施設名称を併記する場合があります。

(2) ネーミングライツ・パートナーのホームページ等で、ネーミングライツ・パートナーであることを広報することができます。

(3) 各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画等について、要望を提案することができます。（内容によりご要望に応じることができない場合もあります）

(4) 当該施設の優先予約の権利を付与いたします（年間2回まで）

(5) 当該施設を無料で利用することができます（年間2回まで）

(6) ネーミングライツ・パートナーは、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

7. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する企業、団体及び個人事業主とし、次の各号に該当しないものとします。

ただし、複数事業者で参加することもできることとします。その場合、参加する全事業者が次の各号に該当しないものとし、申請は、複数企業の代表企業が行うものとします。

なお、複数企業・共同企業体の企業数の上限は、3社以内とします。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらに類するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中のもの
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (5) 公的機関・行政機関から入札参加停止（指名停止）を受けているもの
- (6) 公租公課を滞納しているもの
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

8. 応募手続

(1) 事前相談の申込

ネーミングライツ・パートナーの取得を希望される際は、（2）に規定する提案書類を提出する前に必ず市（スポーツ振興課 電話 0773-66-1058）に事前相談をお願いします。

(2) 提案書類の提出

事前相談で調整後、実施に向けて進める場合は、改めて、次表に掲げる書類を持参又は郵送にて提出してください。

番号	提出書類
1	ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
2	法人等役員名簿（様式第2号）
3	誓約書（様式第3号）
4	地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（様式第4号）
5	会社概要及び直近3箇年の決算報告書（法人の場合）、または確定申告書（個人事業者の場合）※写し可
6	登記事項証明書（商業登記簿謄本）写し ※発行後3箇月以内

	のもの)
7	法人税、法人事業税、法人市府民税及び消費税及び地方消費税の納税証明書。個人事業主は市府民税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※発行後3箇月以内

※複数事業者で申し込む場合は、複数事業者の各事業者の上記2～7の書類を提出してください。

(3) 留意事項

ア 応募にあたって必要な経費は、全額応募者の負担とします

イ 応募書類等は、返却しません

(4) 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年9月30日（火）

平日、午前8時30分～午後5時（土日、祝日は除く）

※募集期間中に申し込みがあった場合は、申し込みがあった月の末日でその施設の募集期間を終了いたします。

募集期間中に応募がなかった場合は、募集要項を見直し再公募する予定です。

9. 選定方法

(1) 優先交渉権者の決定

市が設置する審査委員会において、応募者から提案された命名権料、経営の安定性、企業理念、愛称の妥当性及び提案事項を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権の付与を決定します。なお、応募者が1者の場合でも、審査委員会において審査、選考を行います。

(2) ヒアリングの実施

優先交渉権者の審査または決定にあたり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(3) 結果の通知

優先交渉権者との協議が整った場合、ネーミングライツ・パートナーとして決定し、契約を締結します。

10. 契約の締結

市とネーミングライツ・パートナーは、協定の内容を協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツに関する契約書を締結します。

11. 契約の更新

契約期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから契約更新の申し出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、選定委員会が行います。

ネーミングライツ・パートナーが契約の更新を希望するときは、契約期間が満了する3ヶ月前までに申し出る必要があります。

12. 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約期間満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はパートナーが負担するものとします。

13. 問い合わせ先

舞鶴市生涯学習部スポーツ振興課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

【電話】0773-66-1058 【FAX】0773-62-9891

【E-mail】suposin@city.maizuru.lg.jp